

開 会

守内総務課長 それでは、ただいまから国土審議会第6回基本政策部会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の守内でございます。本日はお忙しい中を御出席いただきましてまことにありがとうございます。

会議の冒頭に2点申し述べさせていただきます。1点目は、当部会の委員でありました藤田宙靖委員が、先月、最高裁判所判事に御就任されたことに伴い、国土審議会委員を辞任されました。このため、当部会の委員数は現在32名となりましたことを御報告させていただきます。

2点目は本日の会議の公開に関してでございますが、当部会の議事は原則として公開するという部会決定に従い、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。よろしく御了承いただきますようお願い申し上げます。

次に、前回の部会以降、国土交通省の幹部異動がございました。本日出席しております幹部を紹介させていただきます。

青山国土交通事務次官でございます。

大石技監でございます。

風岡国土交通審議官でございます。

薦田国土計画局長でございます。

倉林土地・水資源局長でございます。

村岡北海道局長でございます。

小林水資源部長の代理の花澤審議官でございます。

事務次官あいさつ

守内総務課長 それでは、議事に入ります前に青山国土交通事務次官よりごあいさつ申し上げます。

青山事務次官 国土交通事務次官の青山でございます。本日は委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中お集まりいただき、御審議いただくこと、心から御礼申し上げたいと思います。

現在、「激動の時代」と言われておりますが、このような時代であればこそ、はっきりとした国土マネジメントの理念を持って、またそれを深めていくことが大切だろうと思っております。そういった中で、昨年5月の第1回基本政策部会の開催から、約1年半という長きにわたる調査、審議の場でいろいろな皆さんから御議論いただきました基本政策部会報告案を準備させていただいたわけでございます。委員の皆様方におかれましては新しい時代の国土計画体系づくりに向けて活発な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、私ども国土交通省としましても、いろいろな課題を現在抱えているわけでござい

ますが、例えば長期計画一つとりましても、15年度を初年度とします長期計画が8本ございます。これに来年度改定予定だった治水、さらには住宅計画等を統合しまして長期計画を一本化しようということで現在進めておるわけでございまして、そういったものとの整合の問題もございまして、今後の国土のあり方そのものの大もとは、まさにここで御議論いただく中身になるわけでございます。皆様方の活発な御審議を期待しているところでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

守内総務課長 それでは、以降の議事進行につきましては中村部会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

基本政策部会報告（案）について

中村部会長 それでは本日の議事に入ります。本日の議題は「基本政策部会報告（案）について」と、「国土のモニタリングの試行報告」の2つでございます。初めに基本政策部会報告（案）について御議論いただきますが、まず報告（案）の第 部について事務局より説明していただいた後、第 部についての質疑を行い、その後、引き続いて第 部の説明、そして質疑という形で議事を進めてまいりたいと思います。

それでは事務局、よろしく申し上げます。

佐久間総合計画課長 それでは、報告（案）の第 部について御説明いたします。お手元に資料3でポイント紙がありまして、資料4が報告の案文本体、それから資料の5で、今回修正を加えまして説明が必要と思う部分を抜粋してまとめてございます。資料4と5を使いまして御説明をさせていただきます。

まず第 部でございますが、 、 とあって、1ページから第 部が始まります。今回の変更の趣旨でございますが、中間報告をお取りまとめいただいた以降、平成12年の国勢調査が発表されて、これに基づいて国立社会保障・人口問題研究所より新しい将来人口推計が本年1月に公表されております。また、同月には構造改革と経済財政の中期展望、いわゆる「改革と展望」でございますが、これが閣議決定されております。主にこれらに関連しての修正を行ったものでございます。一部作業を行っております。また、単純にデータの時点を新しくしたといったようなものも幾つかありますが、これは省略をさせていただきます。

まず、新しい将来人口の推計が出ました関係でご覧いただきますと、1ページ目の真ん中あたり、参考資料ですと資料5の1枚めくっていただいたところ、恐縮ですが横にして、ご覧いただきたいと思っております。従来2000年までのデータがございましたので85～90、90～95ということで推計を示しておりましたが、これを90～95と95～2000の5年近いものに修正をいたしております。国立社会保障・人口問題研究所の推計の特徴は、出生率の低下と寿命が長くなっていることに伴って少子化と高齢化が一層進展するという姿になっておりますが、同時に、95～2000年の地域間の人口移動も明らかになったことで、これを加えて中間報告での姿を再検討したということでございます。

結果でございますが、ご覧いただきますと、右側が90～95で、以前お示ししたものとほとんど変わらない姿でございます。95～2000年については大体似た姿になっているかと思っております。

次をめぐっていただきますと、三大都市圏と地方圏の中核・中核都市から1時間圏内・外の動きでございますが、これも地方圏の中核・中核都市から1時間圏外で特に人口の減少の度合いが大きいという姿は基本としては変わっておりません。ただ、詳細にみてまいりますと、ブロック別では関東、東京圏の減少の幅が少し小さいといったこととか、三大都市圏のところで1時間圏内・外でパターンが少し変わっているというようなことがございます。このあたりは、このところの地域間での動き、人口上の変化というものを反映してのものでございます。

参考資料をもう1枚おめくりいただきますと地域別の高齢者の比率の表がございます。こちら95～2000年の移動を入れて、さらに人口の高齢化の進展を織り込んだ形にしております。全国平均でみますと、以前に比べて若干高齢者の比率が高まっているという姿になっております。また、地方圏の中核・中核都市から1時間圏外のところ、一番下になりますが、40%という姿になっております。これは従前と余り変わりございません。若干変わっておりますのが、三大都市圏の中心部、東京23区・大阪市・名古屋市のところで、90～95のパターンでいきますと41.3%ということで最も高いという姿になるのですが、95～2000年のものを入れますと33.4%で最も少ないということで、大都市圏での都心回帰の動きがこういったところに現れております。

続きまして2ページですが、この関連で参考資料5、人口・労働力人口の今後の増減率というものが出ております。このところも数字を入れ直しておりますが、ほとんどパターンは同じであるということで、記述面での変更はございません。

2ページの(2)「投資制約と社会資本の整備・管理」に入らせていただきますが、2ページから3ページにかけて今後の財政制約についての記述がございます。こちらに関しては先ほど申しました「改革と展望」の記述がございまして、今後の財政と公共投資の将来の水準について具体的な方針が示されておりますので、それを入れております。括弧書きで引用しておりますのが関連部分で、ポイントとしては、2006年度の公共投資の目標水準が示されているということでございます。

これに関連して、従来更新投資の推計を試算しておりましたものについても変更しております。3ページのイでございますが、ここのところの推計を入れ直しております。参考資料では6になります。新規投資に係る制約についての試算ということで表になっております。従来、実質横ばいで2000年以降推移するとうケースと、民間の調査機関が出したケース、2つに基づいて試算を行ってございましたが、「改革と展望」の方針が出ておりますので、それを踏まえて客観的に数字を600、700、800と、100兆円刻みでございまして、ほぼ妥当な範囲というところで幅を持って示しております。これに伴って計算しました更新投資の累積額が2001年から2025年までで418兆円から421兆円ということで、25年間ということですので、途中、投資の水準が若干変わりましたも次のところへ回ってくることはまだほとんどございませぬので、わずかな変化ということでございます。大体420兆円ぐらいの更新投資が出てくるということになりますので、これだけの幅を持って想定いたしましても新規の投資の累積額は、一番右の欄にありますように182兆から479兆となります。参考に過去25年、76年～2000の実績をみておりますが、ここでは新規の投資が685兆円だったと試算されておりますが、これとの対比で下がらざるを得ないということでございます。それだけ更新投資の需要が大きいということでござい

す。

次に、参考資料の7で地域別の更新投資の姿の試算も同じようにやっておりますが、これについては従来横ばいケースを対比のベースにとっておりますが、更新投資を将来推計して足元の投資水準と比較するという形で100%のところは現在の投資水準、それに対する比率ということでみています。大体パターンは共通しております、大都市圏で先行的に整備された関係で更新投資需要が大きい、あるいは分野別に見ますと生活関連や文教のところは大きいというパターンは変わっておりません。

4ページをおめくりいただきたいと思います。「エ．社会資本の整備・管理の効率化」というところで、資本ストックの維持管理による耐用年数の延長、あるいはライフサイクルコストの縮減、効率化といったようなことに取り組む必要性を強調している部分でございますが、そのベースになっております試算もあわせて入れかえております。参考資料の8にございますが、縦軸に2008年度まで毎年何パーセントずつコスト縮減をするか、横軸に耐用年数をどれだけ延ばすかというグラフでございますが、この上に累積の投資額を実質的に100兆円増やすとしたらどういう対応が必要かというものを青い部分、200兆円を赤い部分で示しております。ストックの量が多いほど少ない節約量で一定の額が出てまいりますので、下の方が先ほどの900兆円、上の線が600兆円のケースで、その間に分布しているということでございます。ご覧いただきましても、100兆円にするために1.1倍を超える、あるいは毎年の削減が2008年まで2%前後、200兆円であれば1.3倍を超える、あるいは3%程度から4%程度のコスト縮減が必要だという結果になっております。

このほか、参考資料の9は、幾つかの指標をご覧いただいているところでございますが、のところ、若干指標がわかりにくかったということで入れかえております。

それから、本文の11ページにお進みいただきたいと思います。「(5) 安全な国土の形成」のところでございますが、アで人口減少・高齢化の進展に伴って災害弱者が増加するとございます。先ほどご覧いただいたように高齢化が今まで思われていた以上に進みますので、参考資料16でこれを試算したのも入れかえております。高齢化に伴って高齢者1人を何人の若い人、中堅層で支えるか、小走りに何らかの障害があるということで手助けが必要な人を支えられる若い人たちが2.6人ということで、少し下がってしまっているということで、これを入れかえました。

また、参考資料16の でございますが、高齢者の世帯比率と古い住宅の割合をプロットしたグラフでございますが、これも高齢者の世帯比率が変わっておりますので、これに伴ってデータを入れかえてあるということでございます。

変更点については以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、第 部につきまして御意見を承りたいと思います。20分少々時間をとりたいと思います。

どうぞ。

早瀬委員 大阪ボランティア協会の早瀬と申します。

この部会報告(案)の大前提として2050年には人口が20%強減るとあるのですが、これは以前にもお話をしたのですけれども、そもそも日本の適正人口規模をどのように見るかということがベースにあるので検討が難しいかと思っております。今既に在住外国人の方、合

法的に在住されている方だけで 150 万人いらっしゃる。どんどん増えているわけですね。そのことを考えると、20 %減るような日本社会にするのか、それとも多文化共生を進めていくような日本社会にするのかによって、この姿が全く変わってしまいますよね。そうすべきかどうかということについては法務省などでの検討になるのだろうと思いますけれども、在住外国人の方が増えていくかもしれないことに関する記述を少し踏まえておかないと、現実とずれていく可能性があるのではないかという気がいたしました。以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

須田委員 いろいろ新しいデータを入れたものを拝見してよかったのですが、人口問題がよいよ深刻になるということがまた出てまいりましたね。東京一極集中の環境が是正されてきて、少し姿が変わってきたかなという感じもいたします。このトーンは、従来もそうなんです、人口が将来どうなるかという推計のもとに立って高齢化人口を出して、設備投資の更新の問題を出して、投資の制約があるからどうしなければいけないという論理構成になっていますね。広域生活圏をつくって、1つの社会ができなければ広域的に移動することによって社会をつくろうと、こういうことだと思うんです。

そこで1つ問題がございますのは、地方で既にあるのですが、高齢化が進みますと移動の手段というものが限定されてくるんですね。車を運転できない人が出てくるわけであり、特に地方においては、高齢化が進みますから。もう1つ、鉄道や道路についても、あるいはバスなどについても、人手不足になりますから、どういうふうにしてそれらを維持していくかという問題があります。必ずしも広域圏をつくったからうまくいくというだけではないので、何か1つ新しい知恵が要るのではないかと思います。

そこで私は、今後6全総をつくるときに、あるいはこのまとめの中にもどこかに一言くらいそういうことがあった方がいいと思うのですが、理想の人口というものは一体幾らなのかと。このままで行きますと本当にえらいことになるわけですね。高齢化率 40 %なんて社会が成立しませんからね。したがって、2050 年には人口は日本に一体何人あればいいのかと。それがあつたらどういうことができるのか。更新投資でも、今までのとおり更新するのになしに、もっと耐用年数を詰めるとか、あるいは、最近私どもの方の中部国際空港のプロジェクトについても、予定の金額よりうんと安くできそうになっているんですね。工夫によってそういうこともありますから、更新投資を積み上げただけでは答えにならないと思うのです。

したがって、今はデータがないからこういうことになるのはやむを得ないので、これで結構でありますけれども、今後6全総をつくる際に、あるいはこの中にどこか1行でも、今までの延長線上になく、人口は一体何人あれば日本の社会は理想的なものができるのか、公共投資のとりかえというものはこれからどんどん増えていくものなのかどうか、そういうことを考えるだけでも違う1つのシミュレーションが出てくると思います。何か、従来の延長線上にない新しい、特に人口については、人口の理想モデルを示すぐらいの……。産めよふやせよとは申しませんが、このままどんどん減ったらえらいことになると思うのです。そういうことに警鐘を鳴らすような、人口が減るなら新しい社会に変わらなければ、今の社会システムは成り立たないわけですから、何か人口の理想像をかいて、それに対してこんな社会が形成されることが望ましい。そのためにはどういうことをやって

いかなければいけないということを逆に詰めまして、それと下から積み上げたものとの接点に新しい計画があると思いますので、将来の理想像みたいなものを描いてアプローチする方法もあるのではないかとこのことぐらいをここにお書きいただくことも一つの方法だと思います。どちらかということこれは帰納法でできていますが、逆に演繹法的に、将来から逆算するようなものを考えて、それと接点を見つけるというようなところをどこかに入れていただけるといいかなと、そんな感じがいたします。

私も具体的にどうしたらいいかまだわかりませんが、少なくとも人口は、2050年の数字を出すなら理想目標を掲げるぐらいのことをやらなければ6全総はできないのではないかと思います。蛇足でございますが、そのようなことに気がつきました。以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

今の御意見に関連して、できればお願いしたいのですが。

よろしいでしょうか。

今のお2人の委員からの御意見、大変大事な点についておられると思います。人口問題というのは国土審だけで議論できないものも多いわけで、非常につらいわけですが、現在のトレンドを延ばしただけの話では考えにくい面がたくさんあると。これはヨーロッパ社会などを見れば明らかなのですが、そういったこともあるので、検討できる範囲内ですが、もう少しやっていただいて、次の国土審の前までに何がしかの記述を加えるなり、資料を出すなりしていただこうかと思います。よろしくをお願いします。

大西委員、どうぞ。

大西委員 人口のことが問題になりましたので、一言私も意見を申し上げたいと思うのですが、国際化がどうなるかということについてこの中でも言及すべきだということは大賛成であります。今までこういった計画では人口は外生変数で、作業的にも人口問題研究所がつくった資料をベースに議論するというので、まさに外生的に扱っていたわけですが、どこまで内生化できるかという問題は基本的にあると思うのですね。かつ、少し趣旨は違いますが、世界では人口が1,000万以下で非常に快適そうに暮らしている国もたくさんあるわけでありまして、人口の絶対量が例えば1億人になるから不幸せだ、あるいは5,000万人になったら大変だということでは必ずしもなくて、減っていくのが必然だとすれば、むしろ1億2,800万から減っていく過程をうまく、問題がそう生じない格好でソフトランディングさせるといようなことが大事なのではないかと。

恐らく、人口を完全に内生化する、つまり国土計画の中で人口をコントロールするというわけにはいかないでしょうから、国土計画としては、こういう変化期ではある程度幅のあるスタンスというのが求められていて、世の中の動きに対応して適切な指針が出せるとか、減っていくのはやむを得ない、あるいは局地的に大きく減るところが出てくればそこでどういうことをするのかというようなスタンスをきちんと整理して、いろいろなことが考えられているんだという安心感を与えるようなメッセージが必要ではないかと思えます。

中村部会長 ありがとうございます。

池谷委員。

池谷委員 ちょうど10年前にリオのサミットが行われまして、「持続的な発展」ということが世界のキーワードになっているわけです。今年ヨハネスブルグのサミットがござい

まして、それが再確認されているわけで、それを受けてこちらの基本政策部会報告（案）の「まえがき」の1ページのトップに、より良い状態で次の世代へと継承していくのだという、大変時宜を得たものだと思っているわけですが、中に入ってまいりますと、持続的、持続性というニュアンスがちょっと弱いのかなという感じがするわけでありまして。例えば（案）まえがきの3ページの真ん中辺でございますが、今後は経済発展、「開発」から総合的な「国土の管理」へ行くのだと。確かにそれは間違っていないわけですが、「総合的な」ということになりますとすべて含んでくるわけですし、今の時代からいいますと「持続的な」国土の管理になっていくのではないかなという感じがするわけで、そういった書きぶりといいますが、その辺のことをもう少し今の時代に合ったものにする必要があるのではないかと。

そういったことを受けまして、7ページの企業・雇用システム、国民のライフスタイルというところへ行きますと、これは今後はいよいよ多様化していくのだと、こういうふうになっているのですが、もちろん多様化は多様化なのですが、大枠としては、持続的な生活というものへ行く中での多様化という意味でして、これからはもっと物質的に豊かなということはほぼ不可能なわけですから、「持続的な」というところをもう少しきちっと言った方がいいのではないかと。

それから、8ページの(4)の「循環型・環境共生型の国土形成」というところへ行きますと、2行目で「環境への配慮を行い」となっているんですが、配慮ということは主体は他にあって、これはちょっと気をつけますよと、こういう意味なので、そうではなくて、もはや地球全体が、人類生存の基盤が危ないと言われているわけで、だから持続性なのだ。そこで「配慮」というのではかなり弱いのかなという感じがするわけで、もう少しその辺をきちっと出していただくとよろしいのかなという感じがいたします。

そういうことを受けて第 部の19ページになるわけですが……

中村部会長 部だけで議論を終えておいていただけますか。

池谷委員 わかりました。その辺の御配慮がいただければと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

今話がありました「まえがき」の方も、後ほど説明をしていただいて、修正等があればやっていただくことにしたいと思います。今のところ 部だけで議論を終えたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

斎藤委員 1つだけなのですが、今、人口減少の話等、いろいろ御指摘がありましたけれども、2ページの「ウ・女性・高齢者を含めた多様な主体の参加による活力の維持・向上」というところで、いかにもニュアンスとして女性の労働力率と60歳代前半の労働力率が上がれば労働力人口として今までと余り変わりがなくて、実態は同じだと、大した問題はないのだととれることが書いてあるのですが、問題は、こういうふうにするのに多大な努力を要するという事だと思っております。単に事実として書くだけではなくて、もう少し、こういうことをすることが大変なのだということがニュアンスとして出てくればいいのではないかと思いますけれども。

中村部会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

どうぞ。

寺澤委員 書いてあることについて全体的に異論があるということではなくて、ニュアンスの話でございますけれども、一部で書かれている文章の中で、私は、現在の地方圏の地域の経済が非常に厳しいということ踏まえて地域の内発的な発展を促進するという視点が大事だと思います。換言すれば、地域おこしとか産業おこしというものを国土計画の中に明確な形で盛り込むことが大事であると思っています。そういうものは中で触れているのでございますけれども、より明確にという意味です。「まえがき」は後ほどの御議論ということなので、そのときでもいいのですけれども、地方圏の厳しい経済情勢への対応が求められるというような認識をどこかで示しておいたらいいのではないかと思います。

第 部の関係で申しますと、13 ページの2の(1)、「すなわち」から始まっている部分でございますけれども、最後のところで「自らの地域資源を発掘し、既存資源の価値や有用性を再認識した上で、その新たな活用・組合せ方策等を追求する必要がある」とあるのでございますが、「認識した上で」の後に、「内発的な地域活性化の観点を明確に計画に位置づけ」というような文言が入るといいなと思っております。全体の考え方は同じでございますので、この段階でございますから、要望として発言をさせていただきます。以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、生源寺委員。

生源寺委員 今の御発言と多少関係するかと思うわけですが、地方圏の経済なり雇用の問題、地域資源の利活用、また個性のある産業振興というようなことがうたわれていて、この辺は異論はないわけでありまして、私は専門が農業ですので、資源の利活用ということになりますと直ちに、では農業をどうするか、あるいは林業をどうするかということになるのです。これはこれでももちろん大事なのですが、もう少し農産物を利用するユーザー、食品産業、こういったところまで視野に入れてものを考えるようなことが必要かなと思います。いずれもダイレクトに資源と何らかの産業という1対1の関係は強調されているのですけれども、川下産業とのリンケージというようなことを少し意識することが大事かと思えます。

特に食品産業の場合には、北海道あるいは九州といったところのウエイトが高いわけがあります。これは農産物のユーザーであるわけですが、産業の特性上、非常に安定感があるわけですね。派手さはないわけですが、地方の資源を利活用し、また個性のあるものをつくるという意味では非常に大事だと思うのです。それが産業を支えている個々の産業について言及するというのは文章の性格上難しいと思えますけれども、もう少し産業間のリンケージ、それから川下からいろいろなものを引き上げていくというような視点があってもいいのかなと。もちろん読み込めば含まれているということにはなるのかもしれませんが。以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

清原委員 清原でございます。

先ほど来の御指摘で私も気がついたことですが、2 ページ目のウのところ、

「女性・高齢者を含めた多様な主体の参加による活力の維持・向上」とございます。今回の報告書の中で16ページの(4)に「積極的な情報公開に基づく合意形成と多様な主体の参加」とございまして、「多様な主体の参加」ということを地域の主体性ととも明記したところが非常に大きな特徴だと認識しています。その意味で、例えば冒頭の人口の減少や少子・高齢化の下での活力ある地域というところには、女性・高齢者のみではなくて、例えば高齢化とともに増大する障害者の皆様の参加の視点も明確に示した方がよいかと思います。できれば女性・高齢者・障害者、あるいは先ほど早瀬委員が御指摘になりましたことを踏まえすと定住外国人の方にも加わっていただくことが必要になってくるかもしれません。ここは特に力点を置いた部分として「女性・高齢者を含めた」というところを明記して下さったと思いますが、できれば、少なくとも障害者の皆様への視野も認識することが望ましいと思います。

それは、今の高齢者の現況を見ますと、50歳以降で何らかの身体障害を持たれるケースが増えております。もちろん情報化の進展の中でかなり支えられる、あるいは移動が代替されるというプラスの部分もございますが、移動に困難があるということは先ほど委員も御指摘のとおりでございます。そのようなことから「障害者」という文言を明示していただければありがたいと思います。以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、時間ですので第 部の議論はこれぐらいで終えたいと思いますが、今、何人かの委員の方から、人口問題あるいは労働力率の問題について御意見がございました。人口というものは、もちろん国土計画のベースになるわけでございますが、国土審というか、全総計画は伝統的に封鎖人口というふうな形で扱ってきたわけでございます。今まではそういったことで対応できてきたのでしょうけれど、これからはそういうものだけで済むとはとても思えない。ただ、人口問題というのは国の最高の政策に属するものなので、ここでどこまでそれに踏み込んで意見を出せるかという問題その他もございまして。そのようなわけで扱いは大変難しいのですが、少なくともこれが次の全総計画その他につながるような形で、この中では何がしかの記述を残していくという形で終えたいと思いますが、そのようなところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは第 部に入りたいと思います。総合計画課長からお願いいたします。

佐久間総合計画課長 それでは第 部を御説明いたします。

報告(案)の方にお戻りいただきまして、19ページをお開き願います。第 部の修正のポイントでございますが、可能な限りこちらでの議論の方向を明らかにすることということで、「検討する」といった書きぶりを極力少なくすることで方向性を明らかにしたいということでございます。それから、地方へ説明をして回って意見がいろいろと出てまいりましたが、それをめぐって御議論いただいた部分をできる限り反映いたしたいと考えております。

まず19ページでございますが、1.(1)のところでは2点修正がございます。1つは4つの基本目標を掲げいただいているところの1番目で、「多様性に富み」といきなり始まっていたところを、「各地域の生活、文化、自然等を活かし、多様性に富み、かつ、安全で美しい国土をつくる」と直しております。それから、最後のパラグラフのところ「利

用、開発、保全の総合的な指針」という言い方で国土計画を示しておりましたが、「利用、開発、保全の総合的かつ基本的な指針としての役割を明確にした」ということで、国土計画の基本性を示すということでございます。

趣旨といたしましては、最初の部分については多様性というものについてわかりにくいという御指摘がありましたので、以前、審議総括報告で同じ趣旨をより詳しくいただいているところですので、そこの記述を踏まえて修文をいたしたものでございます。それから基本性については、まさしく前回いろいろ御議論になった中で、国土計画の基本性をより明らかにする必要があるだろうということを踏まえての記述で、ここに限らず、各所で記述を加えてあるところでございます。

次に 22 ページをお開きいただきたいと思います。ここで「マクロフレーム」という言葉が出ておりますが、注のところをもう少しわかりやすく書いております。

23 ページに参りますが、広域ブロックの計画の策定プロセスについて簡単に触れているところがございます。23 ページの中ほど、(2) の後段でございますが、「また、後述するように、広域ブロック計画に関しては、地方公共団体や経済団体等、様々な関係者が計画策定に参加する仕組みとする」と。「検討する」という方向であったものを、「仕組みとする」ということでございます。

具体的に、「後述」という部分は 25 ページと 28 ページでございます。関連いたしますのでここを先に行きたいと思いますが、25 ページの(5)「分野別長期計画や各主体による施策実施等への反映」の 2 番目の段落でございますが、ここについては国の地方支分部局の役割についていろいろと御議論があったところでございます。国の地方支分部局のノウハウ等が必要だと何らかの関与を求める地方公共団体の御意見もありましたし、関わり方というのが計画論的にどうなのかというところ、制度的にみでの議論がありました。それを踏まえて、「地方支分部局との連携が求められる」という形にいたしております。

次に 28 ページをお開きいただきたいと思います。策定主体のところでございます。これは広域ブロック計画の策定主体でございますが、最初の段落の「なお」以下のところで、「原案作成における参加・協議のあり方や最終的に計画決定するまでの国の関わり方を含め、地域の主体性を尊重しつつ、実効的な調整を可能とする仕組みについて具体的な検討をすべきである」ということで、「参加・協議のあり方」というところと「国の関わり方」とを明確に区別しております。また、国の関わり方あるいは参加・協議のところについて、地域の主体性を尊重しつつ具体の検討をするという方向が出ております。このところも具体的にということで、さらに進めるということでございます。また、3 番目の段落のところ、地域の主体性を尊重しつつということ、地域として自由にメンバーを選びたいという意見もあったわけでありましたが、一方、学識経験者、地元の N P O 等々、民間主体の参画ということについて明確にする必要があるし、何よりも原案作成のプロセスの透明性が大事だという御指摘がありましたので、それを踏まえて書き込んであります。広域ブロック計画の策定プロセスに関連しての部分は以上でございます。

申しわけございませんが 23 ページにお戻りいただきたいと思います。国土計画のマネジメントサイクルに関連して、計画の評価の部分がございます。ここについて、達成度評価による推進と妥当性評価の内容を明らかにするように補足をいたしております。23 ページの「(3) 計画評価」のところ、策定された計画目標の達成度評価」ということで、

達成度評価の対象が計画目標であることを明確にいたしております。また、24 ページに入りますが、評価と提言におきまして「定期的に計画目標の達成度」、あるいは「当該目標達成のために計画に位置づけられた施策の推進」ということで、評価の内容を、若干あいまいに書いてあった部分であります。明確になっております。

さらに、この計画の妥当性評価については非常に簡単に、「定期的な妥当性評価の制度化」として、定期的に行う制度を整備するとしか書いておりませんでした。内容がわからないという指摘もありましたので、「今後」以下の3行を加えております。「今後、継続的に行うモニタリングを通じ、計画策定後において、国土計画の課題や目標等の計画内容の妥当性が損なわれるような情勢変化が生じていないかどうかの点検を中心とする妥当性評価を行っていく」ということで内容を説明しております。後ほどモニタリングについて御説明いたしますが、これに基づいて客観的な評価をして、計画策定後、その内容の妥当性が損なわれていないか確認するという趣旨を示して説明しております。

次に国土計画と他の計画の関係についてでございますが、25 ページの「(5) 分野別長期計画や各主体による施策実施等への反映」でございます。先ほど第2段落の「連携が求められる」というところは触れましたが、さらに下のところで国土計画と分野別の長期計画の関係について、3行目で「関係各分野への反映を図っていくべきである」ということで明確にした上で、国土計画について、「国土の総合的な利用、開発、保全の基本的な計画である」と、冒頭申し上げたように計画の基本性というものを示すとともに、「分野別長期計画との整合」と、その観点を明らかにいたしております。また、この点について検討が進められているということでございますので、長期計画の見直しとあわせて「さらに検討を深めるべきである」という形になっております。

続きまして全国計画と広域ブロックの計画の役割分担についていろいろ御議論があったところでございますが、その関係で27 ページの広域ブロック計画におけるマネジメントサイクルの観点の部分でございます。真ん中の(2)のところでございますが、マネジメントサイクルの一環として、「その際、必要に応じて、特定の広域的課題への対応策を提示していく」ということで、マネジメントサイクルを通じて、計画をつくったらそれだけということではなくて、時々テーマを選んで対応を示していくということを書き込んでおります。また、全国計画とブロック計画との関係でございますが、第2段落において「全国計画においては、広域ブロック計画の基本とすべき指針や全国的観点から国が各広域ブロックに期待する役割及び広域ブロック計画の作成に際して前提とすべきマクロフレームを提示する」ということで、全国計画の方から広域ブロックに提示する内容を明らかにしております。これは広域ブロック計画をつくる際に前提、あるいは枠組みとして必要なものという位置づけでございます。その上で、現行の全総計画第三部のような整備についての詳述は行わないということは変わっておりません。

中村部会長 総合計画課長、このところは基本政策部会でも何度か議論してきたところで、これまで大分議論を重ねてきて、その上で今のような修正ができてきたわけですが、今、修正された点を主に話していただいているのですが、それだけでは全体像が委員の方々がわかりにくいのではないかという感じがしますので、簡単にで結構ですので、資料3の第 部というところ、4ページ以降、ここにポイントだけ書いておりますので、これをざっとやっていただけますか。その後さっきの修正点の話をしていただくと。

佐久間総合計画課長 資料3の4ページから「国土計画体系の改革」ということでポイントを書いておりますが、「改革のねらい」と、指針性を向上させるための手段としての「国土計画のマネジメントサイクル」、それから地方分権の新しい方向を踏まえた「広域計画のあり方」、そして「土地利用に関する計画制度」、全総計画と国土利用計画を統合していく、一体のものとしていく上でいろいろ検討すべきことというような形でまとまっております。

「改革のねらい」のところで4つの基本目標を示していただいているところでございますが、多様性に富んで、かつ、安全で美しい国土づくり、地域の自立と個性ある発展を実現する、地球社会の持続可能な発展と調和した国土、それを次世代に継承していくということがうたわれておまして、また、国土計画の提示の仕方として全国総合開発計画と国土利用計画の全国計画を統合した方向が出ております。それと、地方分権の推進ということから国と地方の協力、役割分担の関係を示す。そして従来の開発構想を提案するというような国土計画から、国土の管理を目標管理型にしていくということで、そのために国土計画のマネジメントサイクルを確立する。こういうことが改革のねらいとして挙げられております。ポイントは3つでございます。

これの具体が展開されているところでございますが、「国土計画のマネジメントサイクル」については、計画の内容を戦略的なものにかなり絞り込んでいくとなっております。国が戦略的に行ったり、広域的に影響が及ぶとかいうものに重点化をしていくべきだろうと指摘されております。国としては参照フレームとしてマクロフレームをきちっと提示をするとあり、目標についても、従来の事業量というようなものから、可能な限り定量的なアウトカム指標を設定して、施策と目標の体系化を図るとなっております。また、計画の策定手続については、地方公共団体からの意見聴取、多様な主体の参加、パブリック・インボルブメントの仕組みを導入するということがうたわれております。また、マネジメントサイクルで計画を策定、推進、評価をするということでは、定期的に計画目標の達成度を評価して、実施している関係行政部局、地方公共団体に提言をする。それから評価の内容を国民に広く公表して合意形成につなげる。また、計画そのものの妥当性を定期的に点検して、必要があれば中身を修正していくというようなことをやるとあります。

こういった策定、推進、評価のプロセスを支えるベースとして国土のモニタリングによって情報を収集するということと、収集・分析の結果、成果を広く公開して共有すること、また、分野別に行われております長期計画、あるいは施策の実施主体との関係でございまして、望ましい国土を実現するという観点から総合的で分野横断的な指針を提示し、これをもって関係分野へ反映していくという姿になっております。

「広域計画のあり方」については、広域ブロック計画の課題として3つ挙げられておまして、1つは都府県をまたがって一体的な経済圏が整備されていく必要があって、方向としては観光であるとか国際交流といった分野での広域的な対応、一体的対応が必要だということ、人口が減る、あるいは財政制約が強まるということで、効率を高めるためにより広域に連携・協力していく必要があるということ、環境保全あるいは安全という面で、行政域を越えて一体となった対応が必要だとあります。例えば生態系のネットワークの保全でありますとか、流域あるいは防災における広域協力といったものでございます。

同様に、マネジメントサイクルというのは全国計画だけではなくて広域ブロック計画の

方も必要であるということですが、関係主体への指針性を高めるということと、特定の広域的な課題についての対応もやろうということになっております。さらに全国の計画と広域ブロックの計画、従来の全国計画とそれぞれのブロック計画の関係は、かなり変更をみるというところがございますが、それらの間の機能分担を明確にするとございます。全国計画の方から地域ブロックに対して提示する方向と、地域ブロックの内容について従来かなり書き込んでいた部分はやらないといった役割分担でございます。また、具体のマネジメントサイクルの検討としては、大都市の整備計画と事業計画の見直し、広域計画の総合性・具体性を向上するために図面を作成、公表することが必要だろうということを提示いただいているところです。

策定主体については、関係地方公共団体を中心に各主体が参加・協議をして原案を作成するということが基本として出ておりますが、その上で国の計画として国が決定する仕組みということで御理解をいただいているところがございますが、参加のやり方をめぐっていろいろ議論があるところで、議論を踏まえて取りまとめをしているということでございます。

計画圏域については、過去、個別に広域ブロックの計画が積み上げられてきたという関係で、実態も反映してのことではありますが、重複関係がございます。きれいに切り分けられているわけではないという関係でございます。特に問題になっておりますのが、北陸と中部圏の関係のように完全包含関係といったようなものを含めて、どういう切り方、計画のつくり方をするのか、これは地域の意向を十分踏まえる必要がありますが、さらに検討することが必要でございます。

さらに、課題に応じて自発的に連携をするということについては、都道府県からは国が一律にやることはいかがかというようなところが出ておりましたが、広域に、特にブロックを越えて国が関わるべきものについては、限定的ではありますが、一定の役割を果たすような制度を考えてはどうかということでございます。

最後に土地利用の部分でございますが、ここにおきましては、現状についての基本認識が大きく3点に分けて書かれておまして、1つは工業用地等の開発需要が沈静化しているということですが、他方では低・未利用地などが大都市圏などで出ており、こういったものの活用など地域の課題がいろいろ出てきておりますので、土地利用の適正かつ合理的な推進が引き続き必要であって、課題がないということではないとあります。また、土地基本法において「公共の福祉優先」というものが原則に掲げられております。これに基づいて「公共の精神」の醸成が非常に重要な部分であるという指摘がございます。3番目として地域における土地利用の課題に適切に対応が行えるように、なおかつ個性ある地域づくりを推進されやすくするためには、使いやすく、実効性のある土地利用計画制度の枠組みが必要であるということが述べられておまして、これが基本認識のポイントになっております。

その上で、新たな国土計画、これは全国計画レベルでございますが、ここにおきます土地利用の指針について2点、1つは土地利用の指針を全国計画において示すということ、それから、その内容でございますが、従来の地目別の目標、面積目標に限定せずに、時代の要請に応じて目標を提示できるような柔軟な制度に組みかえることが必要だろうということが指摘されております。

次に地方公共団体の土地利用に関する部分でございますが、まず計画のスタイルとして、「指針」あるいは「構想」ということで、がちがちに決めるものでないという趣旨であると思っておりますが、名称をそういう性格を反映したものにするとということ、条例を含む土地利用に関する各種の制度が選択的あるいは統合的に運用されるということが目標ではないかとあります。さらに、地域の実情がかなり異なりますので、より即地性のあるきめ細かな土地利用の構想を示すことが求められていること、また、こういった構想が住民によって共有されること、そしてそれが実践につながる必要があると指摘されております。具体には、市町村においては実質的な土地利用の調整を図り、望ましい土地利用の実現がこれによって期待できるということでございます。また、基本目標に「美しい」ということと「安全」ということが掲げられておりますが、こういった問題について地域のあり方を示すような事項を計画に反映する必要があるということが指摘されております。

さらに、都道府県については現行の国土利用計画にある計画事項を拡充し、土地利用基本計画との連携を強化するといった方向が示されておりました、先ほど図面ということがありましたが、こういったものの電子化を推進するという御指摘もいただいております。市町村レベルにおきましては、計画事項をさらに拡充して、地区単位に分割して図面をつくるとあります。これによって土地利用の構想を明らかにするとということが求められております。さらに、策定における住民参加を推進しようということも述べられているところでございます。以上が第 部の全体像になります。

それでは、引き続き広域ブロックの計画圏域の問題に入らせていただきます。先ほどもお話ししましたように重複関係があるというところでございますが、28 ページから 29 ページに書かれているところの最後でございます。29 ページの(5)の上でございますが、従来はさらっと「検討する」と書かれていた部分であります。今回、「一つの計画圏域の全体が他の計画圏域の一部として完全に包含されているような重複関係」、具体には北陸ということになります。それを初めとする計画圏域のあり方について、「地域の意向を踏まえつつ」ということで述べております。これは前回の部会において地方公共団体のアンケート結果で現状の圏域が適当ということが6割あった、また、重複を肯定する意見も多かったということをお紹介させていただいた上で、委員の方からも重複があってもよいのではないかとございました。ただ、現行のブロック計画の圏域でいきますと、北陸が中部圏に完全に包含されているというところは、新しい国土計画体系における広域ブロック計画の役割というものから考えていかがかというところがありまして、それを踏まえた表現になっております。もちろん、今後とも地方公共団体との意見交換が必要ですし、多面的にさまざまな方向から検討が必要ということですので、「検討をすべきである」という形でまとめております。

次に、これもかなり議論のあったところではありますが、自発的な広域連携についての取り扱いの部分でございます。(5)で述べられているところでございますが、地方公共団体のアンケート結果として、自発的な広域連携については積極的に国が関与するのはどうだろうかという意見がかなり強かったことを前回御紹介させていただいたところでございます。委員からも自発的な広域連携については国として支援する、あるいは英国で取り上げられているような地域を支援していく仕組み、努力している地域が報われる制度といったような、広域計画を考えていく際に推進の仕組みを含めて考えてはどうかという御意見を

いただいているところでございます。こういった点を踏まえて、自発的な広域連携について幅広く取り上げて一律の制度化で対応するといったことを考えるよりは、地方が原案をつくります広域ブロック計画で取り上げられれば国の計画の中に盛り込まれるという形になりますので、そういうことによって望ましい方向だという位置づけをしていくという形で整理してはどうかという案文になっております。

ただ、一方でブロック内におさまり切らないようなものもいろいろございます。沿岸域を初めとしたインターブロックの課題などがございますし、そういう中で国として一定の役割を果たすべきものがあるだろうということはこれまでも議論されてきたところでございますので、対象を明確にした上で支援のあり方について検討していくことを考えてはどうかというように整理をしております。一律という形ではなくて、国が一定の役割を果たすべきものについての検討ということで整理をしたところでございます。

少し飛びますが、32 ページをご覧くださいと思います。土地利用関係に係る部分でございます。(3) のすぐ上のところでございますが、広域ブロック計画における土地の利用についての取り扱いが書かれております。国土計画においては国土管理の総合的な指針としての役割を明確にするということで、国からブロック、都道府県、市町村まで一貫してそういうものとしての役割を明確にするという観点から、広域ブロック計画においても広域的な土地利用の構想を提示するということを明らかにする必要があると考えております。また、原案作成のプロセスとも相まって地域づくりのビジョンの共有、あるいはその推進に資する計画にしていくということで、連携して取り組むべきブロックの課題に即して「指針」や「構想」を提示するというところでございます。そしてそれが推進に資するものとなるよう具体的な検討をすべきであるということで、これを含めて、32 ページの冒頭のところに「以下の具体的な検討をすべきである」ということで、検討の内容を、具体的にさらに進めるというところを示していただいている形になっております。

第 部については以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

引き続き、この部会としては以上説明がありました報告(案)に「まえがき」をつけてはどうかと考えております。本日お手元に「まえがき」の案が配られておりますが、事務局から簡単に説明をしていただいて、これも御意見を承りたいと思います。

佐久間総合計画課長 お手元に、3枚紙でございますが、「まえがき」というものが配られていると思いますので御確認願います。

中間報告の段階においては、第 部、第 部の前に「はじめに」ということで1ページほどの問題意識、背景を簡単に説明したものがついておりましたが、今回おまとめいただくに当たって、全体の趣旨、国土計画の意義というものを強調して、今回の報告の意義をわかりやすく説明をするという趣旨でつけてはいかがかということだと思います。時間もありますので段落ごとに簡単にポイントを御紹介していきたいと思っております。

最初の段落でございますが、国土が現在及び将来世代にとって限られた資源であるという認識から、よりよい状態で次の世代へと継承していくことが国土計画の基本的かつ普遍的使命であるということで、これをまず掲げているところでございます。

次の段落でございますが、我が国の国土が非常に多様であることを認識した上で、諸条件がかなり地域間で違いますので、地域間の格差をもたらしてきた部分もあります。さら

に今後の国土づくりの重要課題として、経済社会の健全な発展を図るための基礎的な条件の整備を通じて、多様な地域の特性を十全に展開した個性ある地域の発展を図っていくことが最重要課題であるということが示されているところでございます。

3番目の段落は経緯を書いております。平成10年のグランドデザインから始まっているところでございますが、12年11月に旧国土審議会と旧土地政策審議会により全総計画と国土利用計画の全国計画を国土の利用、開発、保全に関する1つの計画として総合的に示すという方向をいただいたとあり、さらに新たな制度の確立に当たって検討すべき課題を広範に指摘された報告、審議総括報告を取りまとめられて、その後検討してきたという経緯が述べられております。

第4段落でございますが、省庁再編後、新たな国土審議会として、審議総括報告で指摘された課題を踏まえて基本政策部会の中間報告の取りまとめを行い、地方公共団体等に説明して意見聴取を実施したこと、そして今回、報告の提示に至ったということを書き記しております。

以下は報告の内容に入りまして、まず第1部の概要を紹介している部分がございます。6番目から9番目の段落ですが、人口減少あるいは少子・高齢化、財政制約、環境制約、安全の問題、こういった国土計画が対応すべき課題を指摘しております。地域が主体となった地域資源の有効活用と個性ある地域づくり、あるいはモビリティの向上と広域的な対応、社会資本の整備・管理におけるハード施策・ソフト施策の適切な組合せ、積極的な情報公開に基づく合意形成と多様な主体の参加という視点から、この課題に対する対応の方向を提示しているということが取りまとめられております。とりわけモビリティの向上と広域的な対応による地域づくりということで、生活圈と地域ブロックからなる2層の広域圏を念頭に、機能分担と相互補完に基づく対応が基本だということもあわせて指摘されているところでございます。

次に2枚目の下から2つ目になりますが、ここから第2部の概要を紹介しておりまして、ポイントを申し上げますと、まず国土計画について、望ましい国土の実現を図る観点から、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な指針としての役割を明確にすることが望まれるとあり、2番目としては、指針性を向上することが求められているわけですが、そのために計画の策定、推進、評価のプロセスを通じて、効率的、効果的な進行管理や情勢の変化等に応じて適時適切に計画の見直しを行う「国土計画のマネジメントサイクル」の確立を急ぐべきだということが示されております。

次に、計画策定の過程はもとより、評価の結果などの情報を広く国民に開示して、意見を求めて反映するとあり、国土や地域のあるべき姿について国民の合意形成を図って、多様な主体の参加による国土づくり、地域づくりを推進していくべきということが次の段落で示されております。

また、3枚目に入っておりますが、3番目のところで、広域ブロック計画について都府県域を越えた広域的な課題の解決に向けた総合計画としての役割を強調しておりまして、関係地方公共団体を中心とした地域の各主体が計画の原案作成に参加・協議するというところで、計画の策定と推進における地域の選択と責任をより重視したものにしていけるべきであるという指摘をいただいているところでございます。

さらに、地方公共団体が自らつくる計画においては、地域づくりのビジョンを提示し、

そのもとで地域づくりの関係主体が連携・協力していくことが重要であるという点、中でも、土地利用について個性ある地域づくりを推進するために、地域の実情に応じて土地利用の構想を提示するとともに、その構想に基づいて実質的な土地利用調整を図っていくことによって望ましい土地利用の実現を図っていくべきであるということが指摘されているところでございます。

中村部会長 ここから先は読んでいただいたらどうですか。

佐久間総合計画課長 それでは、最後の3つの段落は読み上げさせていただきます。

国土計画は、我が国諸地域の多様な生活、文化、自然等の地域資源を活かしつつ、国際社会とともに繁栄し得る活力を形成し、多様性に富み、安全で美しい国土を維持、発展させ、良好な国土を次の世代へと継承していくことを基本に据えた総合的な国土管理の指針としての役割を十全に発揮するものでなければならない。すなわち、今後の国土計画は、経済発展を目指し、「開発」に重きを置いたこれまでの国土計画から、成熟社会における総合的な「国土の管理」に重きを置いた計画へと転換を図るべきである。

国土の適切な利用、開発及び保全を図っていくためには、本報告に示しているとおり、国土の総合的かつ基本的な指針としての役割を担う国土計画のもとに、国民各界各層の英知を結集して、社会資本の整備、環境の保全、産業活動の誘導・支援、さらには諸活動への規制措置等各主体が実施する種々の政策手段を効率的かつ効果的に実施するとともに、その整合を図っていくことが肝要である。国土が国民のあらゆる活動のための共通の基盤であること、現在及び将来における有限かつ貴重な資源であること、また国民一人一人の不断の営為の蓄積を通じて形成されるものであることを全ての国民が再認識しつつ、21世紀の国土づくりに取り組んでいくことが求められる。

今後、本報告をもとに、新たな国土計画体系の確立に向けて、土地政策分科会における検討との密接な連携を図ることはもとより、関係行政機関、地方公共団体等関係者との連携・協力や広く国民各界各層の意見等の聴取を進めることなどを通じ、実効性ある新たな国土計画制度が速やかに具体化されることを求めるものである。

国土審議会基本政策部会

以上でございます。

なお、土地政策分科会における検討ということに触れておりますので、土地政策分科会における検討状況の説明を少しさせていただきたいと思っております。

現在、土地政策分科会企画部会におきまして、都道府県及び市町村の土地利用に関する計画について、本報告で示された内容を基本方向として、土地利用調整に資するものとするという観点からの具体的かつ専門的な検討が行われております。来年の5月を目途に取りまとめられることとなっております。土地政策分科会における検討とも連携を図りつつ、計画体系の具体化に向けた実務的な検討の中で、国土計画局と土地・水資源局が十分な連携・調整を図ることにより、計画体系としての整合性を確保してまいりたいと思っております。ところでございます。「まえがき」については以上でございます。

中村部会長 ありがとうございました。

それでは、「まえがき」も含めまして第 部全般について御意見をいただきたいと思

ます。

どうぞ、星野委員。

星野委員 広域ブロックのところについてちょっと申し述べたいと思います。一番これは微妙で、非常に重要な点でありますので。

本文の方を読ませていただきますと非常に微妙に、うまく書いているのかなという気がするわけです。一体最終的にはどうしようとするのか、浮かんでいるような、浮かばないようなですね。資料3で作成主体を見ると割合すっきりしているわけですが、特に私が気になりましたのは、非常にうまく書いていただいている本文であります。28 ページの策定主体の一番最後のところに、いろいろな配慮があるにもかかわらず、ブロック計画というものは行政主体がないから、「実効ある計画を作成するために、最終的な計画決定に国が責任を負う」と書いてあるのです。これはある意味では帝国憲法の統帥権みたいにならないか。せっかくそれまでは地域が主体だとか、いろいろな配慮をしているにもかかわらず、ここにくると一気に国の責任だと。引っ繰り返して読んでいくと、ブロックの範囲、圏域も、いろいろ各都道府県が議論していても最後は、そこには統一行政主体がないのだから国が決めてしまえばいいじゃないか、中でやる主要なことも当然国の計画と連携をとるわけですから、国が勝手に決めればいいじゃないかと、こういうふうに通じかねないですね。この文言のままだと。

資料3は非常にある意味ではよくできていて、各地域の協議、「原案を作成し、その上で国が計画決定する仕組みとする」と。それはそうだろうと私も思うんです。つまり骨格的なことをばらばらに各圏域がやったのでは国土として成り立ちませんから、それは必要だと思いますので、最低限は国が計画決定する仕組みとする。それをどう具体的に運用するかというのは次の問題であって、民主主義の問題ですから、制度としてはこれでとどめておくということは私は賛成ですが、どうも気になるのは28 ページ(3)の最後の3行であります。むしろ素直に、資料3で書いているようなことをどこかへ入れておけば済む話ではないだろうか。

次に自発的な圏域がございますね。自発的な圏域は選択科目ですから、各地域が選択するのだと思いますが、広域ブロック計画というのは多分必須科目になるでしょうね。必須科目になるのだから、なお慎重に圏域から原案作成という配慮まで十全にしているわけですから、この案文をつくられた皆さんの気持ちをよくあらわそうとすれば、28 ページの一番最後のところは蛇足的過ぎるので、取ってしまった方がいいのではないかと思うのです。もちろん、作文ですから、もっとうまい書き方があれば書いていただいて結構です。

今まで出ないで勝手なことを申し上げて申し訳ないのですが、非常に気になりましたので一言。それ以外は私はこの案に賛成です。どうぞお出しいただきたいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中村徹委員。

中村徹委員 ただいま星野さんがおっしゃったこととほぼ同じなのかもしれませんが、私も今のところが非常に気になったところです。「国が責任を負う」ということは、この計画を実施する責任はどこにあるのかということにつながるのではないかと。原案をつくって、実施の責任が国にあるのかなと、この表現を見るとそういう感じがするのですが、この計画を実施していく責任は一体だれにあるのだろうかということが全体を通

じて余り明確でないので、逆に今のようにそこのところがぴしっといくと、実施の責任が国にあるのではないかという感じがしてならないので、それはちょっと無理があるのではないかなという気がいたします。

それから、違うことなのですが、土地利用について今回大変よく書き込んでいただいておりまして、広域計画のところもそうですけれども、大変結構だと思いますし、土地分科会との調整を土地の利用調整についてつくっていくということも大変結構だと思うのですが、これは要望に近いわけですが、これから国土利用計画法の改正というのが実質的に必要になってくるだろう。そのときにいろいろな法制が現実にあって、その間の利用調整というものが大変難しいわけなので、法制面の手当ての段階できちっと御議論いただいて、きちっと法制をつくっていただきたいと思います。そういう意味では「まえがき」の一番最後の部分は大変重要な意味を持っているのではないか。ぜひそこのところ、国土交通省の頑張りをお願い申し上げたいと思うわけでありませう。

中村部会長 どうぞ。

西垣委員 星野さん、中村さんの指摘された問題と同じような問題なのですが、ちょっとニュアンスが違いまして、「まえがき」の文章はよく書けていると思います。別に異存はありませんが、資料3の5ページの広域計画のあり方の策定主体のところですね。「関係地方公共団体を中心とした地元地域の各主体が参加・協議して原案を作成し、その上で国が計画決定する仕組みとする」と書いてありますね。私は原案を作成するのは国だろうと読んでいるのですが、この文章だと作成するのが地方で決定するのが国みたいになってしまうのです。そうではなくて、参加・協議にあずかるのが地方公共団体で、その意見が十分尊重されるけれども、原案を作成するのは決定する主体である国であると、こう読まないとおかしいのではないかなと私は思っております。

佐久間総合計画課長 広域ブロック計画の策定主体について幾つか御意見が出ていますので、確認をさせていただきたい点が1つございます。28ページの(3)の「都府県域を越える広域圏を単位とする政府……」の趣旨でございますが、ここでの議論の中で広域ブロック計画をどのように決定すべきかをめぐっているいろいろな議論があり、広域連合を使うといったような地域自身が自ら決めていくという案もあり得るのではないかということがございました。しかし実際に都道府県から、広域連合等をつくって自ら決めていくということについて国の何らかの関与が必要だといった背景があって、それでも地域の自主性といえますが、自らの責任と選択で進めていくためにはどういう工夫ができるかといったようなところを御議論いただき、検討してきた結果を踏まえて、ちょっと言葉足らずかもしれませんが、まとめたつもりでありまして、ここでは「実効ある計画」というところにポイントを置いて、それを作成するために、最終的な計画決定に国が責任を負うとなっております。具体の計画になるのに、案として本当に詰め切ったものになり得るか、調整が十分可能であるかということがございます。非常にきれいにまとめ、問題がないというところで計画の案ができてまいれば何も問題はないわけですが、十分な実施面での配慮等々、なすべきところできていない、あるいは調整を十分取り切っていないということが想定されますので、そういう意味におきまして最終的に国が責任を負うという趣旨を書いているつもりでございます。とりあえず議論の経緯と趣旨でございます。

中村部会長 どうぞ、井上委員。

井上委員 「まえがき」の2枚目のところで、用語の問題で質問ですが、2枚目の真ん中あたりの「とりわけ」の параグラフで、 について「生活圏域」があり、 について複数都府県からなる「地域ブロック」の2層性ということが出ている。しばらくいきますと、「地域の実情に応じた「生活圏域」の形成等」云々とあり、その次の行で「都府県域を越えた広域圏を一体的な圏域として整備・管理する広域ブロック計画の重要性」ということであるわけです。「生活圏域」は同じ言葉で対応しているわけですが、 の「地域ブロック」という言葉、これは複数都府県からなると。後で出てくる広域ブロックの説明も都府県域を越えた広域圏ということで、両方使っているわけですが、原文の方を見てみましたら、14ページから 15 ページあたりがこの辺の説明になっているわけですが、地域ブロック、広域ブロックという言葉を使い分けている意味等について、前回私、出ておりませんので、もう一度説明していただけますか。

中村部会長 簡単をお願いします。

佐久間総合計画課長 簡単に御説明しますと、広域ブロックの計画は制度として具体的に計画を策定するというのを念頭に置いたものでございます。それに対して「生活圏域」あるいは「地域ブロック」というものは、課題への対応を考える際、一種の理念と申しますか、概念として、こういうことを念頭に置いて……。広域といってもいろいろなものがあり得るわけですが、2つの圏域に重点を置いて広域の連携を考えてはどうかと……

井上委員 大体わかりました。かなり専門的な説明だったと思うのですが、一般の人が見た場合に地域ブロックと広域ブロックの使い分けみたいところはわかりづらいですね。そういう印象を受けました。

もう1つ、別のことですが、わかりやすさということからいえば本文そのものをわかりやすく説明する図がかけないものだろうか。もちろん参考資料等にいろいろ図は入っているのですけれども、そうではなくて、本文そのものを端的に説明できるような図があると、そういうものはよく別添の資料かなにかにしてついたりすることが多いですけれども、わかりやすくするためにはこの中に入れることができないかなと。これは提案でございます。

先ほどのことは、佐久間課長の説明は私も薄々はわかっていたのですけれども、一般的な感覚からいって、理念と実際のところと、言葉の使い分けというか、そのところは私個人としては何となくひっかかるところはございます。まあ、大勢に従います。以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

今のブロック計画の策定主体の問題、大変難しいところで、自主的にしっかりしたものをつくっていただけるなら問題ないわけですが、ブロックの行政組織があるわけでもない中でそれがどれだけ期待できるのかという問題で、どういうふうを書くのか、これまでも随分たくさん議論をしていただいたところでございます。そんなわけで、ここでは「国が責任を負う」というような、かなりはっきりした書き方になっている。これで問題があるならこの辺を書きかえるということかと思うのですけれども、例えば国が調整に責任を持つとか、調整をするとか、そうでもするしか手がないのかなとも思うのですが、何かいい案がございませうか。そういうブロック内での組織があれば一番いいのですけれども、そうもいかない。だから、自主性は尊重する。

須田委員 簡単に申し上げますと、私は国土計画である以上は国が責任を持つのは当然だと思います。ただし、今度の場合は国と地方とがキャッチボールをして、国がやる計画

作成に地方が参画するものなんですね。キャッチボールだと私は思います。したがって国が責任を持つことは私は間違いないと思うのですけれども、その過程において地方も提案したものが採用されておればそれについては道義的責任を持つとか、責任を分担するというものだと私は簡単に考えています。間違っているかもしれませんが。

もう一言だけ、中部は非常にブロックが複雑でございますから、お決めになるときは十分地方の意見を聞いていただきたいということと、地方にはこういった意味での広域計画をつくった経験が余りございませんので、恐らく協議会みたいなものをつくって国も参画していただいてやらなければいけないと思うので、そういう仕組みづくりも念頭に置いていただければいいのではないかと。以上、お願い申し上げます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

中川委員 今の問題に関連してですが、これは地方の自主性というものを非常に大きく打ち出したために国と地方の関連が複雑になったと思うのです。そうした場合に、国の姿勢というものをどういうふうに持っていくかということが1つの大きな問題で、広域計画に対する国の責任、地方のあり方、そういうものが論じられているのだけれど、実際事業になりますと事業主体がどうなるかということに関わってくると思うのです。そのところも考えたやり方、例えば国と地方、関係機関との間の協議会をつくって進めていくと。

先ほど中村先生が調整とか何とかおっしゃいましたけれど、調整する前に、地方の主体性を非常に重んじているとすれば、広域計画を推進していく母体として、そういうことを促す言葉がないとまずいのではないかと。やるものもあるし、やらないものもあると、そういうことになる非常に問題があるのではないかと思いますので、何かそこらの言葉、促進するための動機づけといいますか、そういうものをお願いしたいと思います。

中村部会長 では今の話はこれで最後にさせていただきますが、平野委員。

平野委員 ちょっと話題が変わりますが.....

中村部会長 話題が変わるのですか。今のお話をもうちょっとちゃんとしておきたいのですが、それに関して何か御意見があれば。

それでは、どうぞ。

その後をお願いします。

鎮西委員 星野委員のおっしゃったことは、私も中身としてはわかるのですが、11月に出されている中間報告と、この点は全く変わっていないわけでございますので、そのときまでに相当議論があったのではないかと思いますので、その後が変わった話ではないのではないかと。

性格的には、私も西垣さんがおっしゃったように、国の計画ですから国が作成すると。ただ法制的には、私も必ずしもはっきりしないのですが、今までの地方開発促進計画は関係知事は意見を述べてなっていました。そういうスタンスから第2次の地方分権計画で「計画に盛り込む内容の案を作成し.....」と変わっているの、意見を述べる立場から、かなりイニシアチブをとれるようなことになったのかなと。ただ、計画に盛り込む内容の案を作成するというのがイメージとして原案作成ということになるのかならないのか、若干違うのではないかなという感じがいたしますけれども、そこは少し整理をされておいた方がいいのではないかなと思います。

そういう理解でよろしいのでしょうか。

佐久間総合計画課長 「原案」という言葉について、西垣委員、鎮西委員、いろいろありましたので説明いたしますと、最終的に国の計画として確定するわけですが、その際に得られます成案というものと、地方からこれが自分たちの案だといって国に持ち込まれる案とがございます。この国に持ち込まれる案を「原案」と称しております、これがそのまま計画決定されるというようには考えておりません。当然、実効性が本当にあるのかとか、調整が十分とれているのかとか、いろいろな調整が必要な場面があるかと思っておりますので、そういった検討、手続を経た上で国の計画として決定をしていただくと、こういうプロセスになろうかと思っております。

中村部会長 ここは大変大事なところで、今回の改革の1つの大きな目玉でもございますので、もうちょっと事務局の中で詰めていただきたいと思います。今までこの会議でも大分議論があったのですが、須田委員がおっしゃった対流原理というふうな言葉で、両方で行ったり来たりしながら作成してゆくと、そういうニュアンスのことをもうちょっとつけ加えて、地方の自主性を活かし、しかもちゃんと調整するということがはっきりするような書き方はないのかなと私は思います。少し時間をいただいて、検討させていただきたいと思えます。

あと何かございますか。

では武内委員。その次に平野委員にお願いします。

武内委員 先ほど井上委員のお話があったところで、第 部における広域圏のとらえ方というのは圏域のとらえ方ということで、生活圏域とそれよりも広い広域ブロックというとらえ方をしているということがあるわけですが、他方、第 部で2つの広域計画があると言っていて、1つが今議論になっているブロック計画、もう1つは広域の連携計画ということになるのですが、この2つが同じものを扱っているようで実は違う内容を含んでいる、そここのところの関係を十分明確にしないまま全体としての「まえがき」を書いているものですから、先ほどのお話のような問題が生じたのではないかと思うのですね。

具体的に言いますと、生活圏域、その先に市町村合併というふうなつながりが必ずしも地域連携では必要ないのですね。そういうものと違う形の、ある特定テーマに応じた地域連携というものが当然あり得るわけですから。例えば河川流域での地域連携のようなものですね。そういう点をもう少し、両方の関係が普通に読んでわかるような形に再整理する必要があるのではないか。当初はその両方を、何となく同じようなものとして出発していたのですが、第 部と第 部でばらばらに議論をしてきましたので、少しずつ生じてきていると思えますので、その点はもう1回見直して、ぜひ筋が通るようにしていただきたいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

実はもう1つきょうは議題がありまして、モニタリングの問題があるので時間を急いでいるのですが、最後に平野委員、お願いします。

平野委員 では手短に。

当初の案で海への視点、海からの視点が欠けているということに対して、22 ページで、なお書きでございますけれども、これからは陸域だけではなくて海域も含めて国土計画を考えるというふうにしていただきまして、これは大変評価いたします。

なお書きだから別にこだわるわけではありませんけれども、添え物ではなく、本格的に取り組んでいただきたい。日本は国土は狭いわけですけれども、海域ということを考えますと沿岸の長さは世界で6番目か7番目でしょうし、経済水域を入れますとやはりそれぐらいの地位にあるわけですから、海洋大国なのですね。しかも資源、例えばメタン・ハイドレートなどというものを経済産業省がしておりますけれども、そういう活動、それから防災、環境もすべて絡んできます。陸域だけではなくて海域に広げるということは非常に新しいことですから、ぜひこれから計画をつくられる方にそういう意識を強く持っていたいただきたいをお願いをしておきたいと思います。

中村部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、ここも「なお」などという書き方でなくて、もっときちんと書いてもらうようにお願いいたします。

それでは、これは委員の方々からいただいた貴重な御意見を踏まえ可能な限り修正を行って国土審議会に報告したいと思いますが、もう1回会議を開く余裕もございませんので、取りまとめは私がやらせていただくことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、本報告(案)はこれで基本としてはお認めいただいたことにしたいと思えます。

国土のモニタリングの試行報告

中村部会長 それでは議題2の国土のモニタリングの試行報告。これがあと20分か25分かかると思うのですが、約束の時間は12時までですので、お急ぎの方は12時で御退席いただいて結構ですが、10分か15分延長させていただきたいと思えます。

ではお願いします。

佐久間総合計画課長 ありがとうございます。なるべく速くやるように努めますのでよろしくお願いいたします。

お手元に資料6を配付しておりますが、かなり細かいところがありますので、これは後でご覧いただくことにしまして、あちらの方のスクリーンでポイントをかいつまんで御紹介したいと思います。

中間報告で国土のモニタリングをやれと御提案いただいているわけですが、これは制度の見直しが済むまでもなく速やかに着手可能でありますので、これに取り組んでまいりました。その成果を一部御紹介したいと思います。

国土のモニタリングは、再確認でございますが、中間報告では、国土計画のマネジメントサイクルの一環として計画の策定や評価といったものをうまくやるために制度的な基礎が要るだろうと考えられますが、そのための情報収集・分析をやるということでございます。

その役割としては2点ございます。国土のありさま、情勢変化を把握して、計画の評価・推進、あるいは次の計画に反映いたします。それから国民や関係機関と情報を共有する

ことが大事でございまして、これを通じて国土計画を見通しのよいものにして御理解をいただいた上で、計画の策定・評価・推進といったものに各種主体に参画していただきたいという趣旨で行われるものでございます。

今回やりましたのは7項目ですが、計画の課題の把握ということで4つほど掲げております。人口・機能の集中、地域の活力、自然の継承、安全・防災といった観点でございます。それから、現行の計画において4つの戦略が示されておりますが、とりあえずとりかかれるのが2つかなということで、国際交流の動向と、大都市のリノベーションの関係でうるおいといったような観点でみております。

最後に、基礎的なデータをきちんとそろえておかないといけないということで、これはかなり大変な仕事になるんですが、とりあえず我々のところにあるいろいろなデータを集めて試行的にやってみたということですので、これも簡単に御紹介をしたいと思います。

まず人口・機能の集中・分散の動向ですが、先ほども議論がありましたように東京圏への人の集中がまた出ているのではないかとございまして。東京圏が赤で書いてありますが、80年代の後半、バブルの時期でございますが、東京一極集中というものがありましたが、それが再び高まってきているということがございまして。

これの背景を分析してみたものですが、左側がバブルの時期、右側が最近の状況でございますが、出ていく人と入ってくる人、どちらが要因になっているかということですが、バブルの時期は、ご覧いただきますように転入と転出が両方とも要因になっていることとございまして、最近のところをみますと、全国との関係においては東京圏から出ていく人が減っているというところが大きな要因になっていることがわかっております。

さらに、人口集中が課題になるわけですが、年代別で見ますと、赤いところが順次移っていくわけですが、若い人が入ってきて、20代の時期に全国へ散らばっていくというのが今までのパターンですが、入ってくる方が余り変わっていないのに対して、この層が出ていく人が少なくなっているということがわかっております。

次に、東京だけではなくてほかにも人口の集中化傾向がみられますので、全国でみておりますが、一番人口の増加率が高いところが札幌・仙台・広島といわれる中枢都市圏でございます。こちらの方の人口増加がかなり高く、三大都市圏では東京と名古屋の伸びが高くなっており、地方圏の伸びが非常に低くなっているというパターンになっております。このような形で極がいろいろなところで形成されているということとあります。

次に自然の面でございます。国土の利用状況について時系列上の変化でございます。上から農用地、森林、原野、水面、道路、宅地ということで色分けしておりますが、ご覧いただきますと、農用地が15%から13%ぐらいに82年から2000年にかけて減っております。森林は余り変わっていないということですが、合わせた自然的な部分というものがだんだん減ってきておりまして、宅地とか道路、その他といった人工的な部分が増えてきていることとございまして。

次に緑の状況でございますが、原野、森林といった自然の部分、それから農用地、都市公園といったところで、都市公園は赤で、本当にわずかでございまして。これはかなり増えてはいるのですが、農用地などが減っていることに伴って三大都市圏ではかなり緑が少なくなってきていると。地方圏でも都市化に伴って農用地の変化があって、相対的に下がっていることとございまして。

次に国際間の交流の姿でございますが、人、物、情報の流れといったことがいろいろあるわけですが、まず交流量を、いろいろな面から増えているかどうかチェックしてみました。まず各地域、ブロック単位で、人口1万人当たりどのぐらいの人が海外に出国したかということでございます。90年と2000年を比較しておりますが、どこでも増えております。特に地方圏で伸びが高いことがご覧いただけるかと思えます。

次に地域の特性をみております。90年と2000年でどこのブロックの人がどういうところへ行っているのが増えているかと申しますと、全体と比べて伸びの高いところ、2を超えるところを薄青、中でも特に高いところを濃い色で塗ってありますが、ご覧いただきますように、韓国に非常に伸びが高いところが出ておりまして、しかも北海道、東北、四国、沖縄といったところの伸びが高くなっております。そういう状況ですが、それでは全国中の比率はどうかということになりますと、関東がやはり大きいという状況になっております。背景はアクセスの問題、特に欧州とか東南アジアとか、少し遠いところでそういうものがみえておりますので、そういうことではないかと思われま。

アクセスの問題を確認してみますと、これは便数を対アジアでみております。地方圏でかなり伸びが高くなっております。そういう意味ではアクセシビリティが改善しているということでございます。ただ、実際に就航している便の数、対欧米ということになりますと、ほかのところが増えてきておりますものの、まだ関東が突出しているということでございます。このところ空港の整備の状況が進んでおりますので、足元の状況は少し違うと思いますが、データの関係上このところまででございます。

ゲートに対してアクセスできる人口の比率を対韓国と対東南アジアでみております。ブルーが90年、赤が2000年でございますが、今まで水準の低かったところで空港が整備されたりアクセスの時間が短くなったりするということで改善されているところでございます。特に韓国で目覚ましくて、東南アジアでも改善はしているんですが、韓国に比べるとわずかという感じでございます。

次に物流でございます。今までは人でございましたが、物の流れでございます。ブロック別にその地域で発生したコンテナの貨物量、海外向けにどれだけ出ているかということですが、これは国際交易の拡大に伴っていずれも拡大しております。特に注目すべきところは、その地域で発生した貨物が地域内のゲートから出ていっているのだろうか、入ってきているのだろうかということを見ておりますが、今まで低かった北海道、東北、北陸、中国、四国といったところで改善がみられるということでございます。

次に都市のうらおいという観点から動向をみております。大都市のリノベーションが進むということですが、その中で、指標が限られているのですが、都市公園は順調に増えてきております。それから文化的な面ですが、イベント興行の回数といったものはかなり以前に比べて増えているという状況でございます。

以上がテーマ別にみてきたものでございますが、基礎的なものも、特に地図に落としてご覧いただけるものを幾つか整理してありますので、ご覧いただきたいと思えます。まず人口の構成とか地域による高齢化の違いといったものを絵にしてみました。これは65歳以上の人口の比率ですが、70年には高齢化の進んでいるところはほとんどありませんでした。進んでいたのは山間地というようなところでありましたが、2000年になりますと全国にかなり赤いところが広がって、大都市部だけ残っているというような姿でございま

す。

次に人口のピラミッドの姿でございますが、70年、2000年、2030年ということでご覧いただきますと、だんだん上のほうへシフトしていきまして、先へいきますとむしろ逆ピラミッド型というような形になって、高齢化が進んでいくということはこういう姿であるということでございます。過去の変化をアニメーションでご覧いただきますと、このようにだんだんと……。いわゆる団塊の世代というものがご覧いただけると思いますが、2050年までくると逆ピラミッドというところまで……。厚生労働省の推計ですとこういう形になるということでございます。

次に交通の基盤と人口の分布の関係を見ております。過去、高速道路や新幹線がどういう順序で形成されてきたかということになりますが、70年、80年、90年、2000年と順次形成されてきたわけですが、これと、この間の人口の増減を重ね合わせてみますと、早くから交通網が整備されたところで人口の伸びが高く、そうでないところは人口が減っているといった姿が出ております。これは90年から2000年のところの比率でございます。

次に土地利用についてでございますが、人口の増減との関係で比較をしております。黒い線が真ん中のところにありますが、東京の近郊との境、D I D地域、人口の密集している地域ですが、線で囲まれたところの内側が人口密集地域でございます。人口が増加したところ、特に目立っているところが赤で示してございます。90年代には人口増が全体として鈍化しましたが、D I D地域の外側で増加がみられます。現在では千葉方向、東側です。いずれもD I D地域の外側で人口増加が激しく起こって、D I D地域がだんだん外へ広がっていくという経過をたどってきたということでございます。

次に鉄道網との関係で、D I D地域の広がり重ね合わせてみたらどうかということをやってみました。赤いところが70年のD I D地域で、その後10年間でD I D地域が広がったのが青いところになります。ちょっと見にくいのですが、黄色い線や黒い線、これはJ Rと民営鉄道、一部公営鉄道がありますが、それと重ね合わせてみますと明確ですが、中心部は丸い格好をしているのですが、外へ向かって広がっていきまして大体鉄道に沿って広がっていて、遠くなるほど先が細くなると。カエルの手のような形、あるいはもみじのような形で外へ広がってきたという経緯でございます。

こういったようなことがいろいろやれますので、幅広くモニタリングを実施して、このデータや分析結果をデータベースとして構築して、計画として使っていくということでございます。国民や関係機関との情報の共有化、この成果をインターネット等を通じて提供するというようなことを考えているところでございます。本当にかいつまんででございますが、以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

何か御意見、御要望がございましたらどうぞ。

西垣委員 モニタリングということは大事なことだと思います。方向としていいと思いますけれども、何を選ぶか、これをよく審議していただいた方がいいのではないかと偏ってはいけないと思います。以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

あといかがでしょうか。

私は、モニタリングの内容はともかくとして、デザインなど表現の仕方が気になる。私の大学の学生がつくったら及第にはしてもらえない。もう少し工夫してほしいという気持ちで見えておりました。

どうぞ。何か御意見ございますか。

池谷委員 モニタリングは大変重要なことでございますけれども、何をするかとともに、どういう観点でやるかということが重要でございます。2ページの(2)のですね。この観点でございますが、これは世界的にいいましても今は「持続性」という観点から見るのだということをぜひお願いしたいと思います。従来は「緑被率」という言葉でございますが、これはほとんど意味がないわけで、今は緑も質の時代でございます。新しい生物多様性国家戦略ができましたように、日本の野生生物は猛烈な勢いで絶滅が進行しているわけですね。そういうことは「緑被率」で見ますとほとんど出てこないわけでありまして、もはやこういった指標では余り意味がないので、もう少し実質的なところで出してこないといけない。新たな生物指標、植生と高次消費者から見た新たな指標の考え方をつくる必要があるのではないかという感じがいたします。

それと、「恵み豊かな自然の継承の動向」のところ農地の関係が出ておりますけれども、この辺のあらわし方も、減ってはいると。ではどのぐらいなのかということですが、実はドイツで大変おもしろい指標を出しております。1日当たりどのぐらい減っているのか、非常にわかりやすいのですね。私がこれで試算させてもらいますと、日本ではこの20年間で1日当たり約100haぐらいの自然地と農地が減っているわけです。このようなもう少しわかりやすい表現ができればいいのかなと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

まだいろいろ御意見があるかと思いますが、御意見、御要望を国土計画局の方へ直接お寄せいただければ、これからいろいろ改善していただけたと思います。

それでは、大分時間を超過して申しわけございませんでしたが、議論は今日はこれで終えたいと思います。あと、事務局から一言ございます。

守内総務課長 先ほど部会長から御発言がありまして、報告(案)の取り扱いについては部会長を中心にさらに調整していただくということでお決めいただきました。したがって、部会長に御相談した結果につきまして、今後各委員にしかるべく御報告させていただきますと考えております。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

閉 会